

## 第2号議案

芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月18日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人に係る印鑑登録の制限の規定を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例

芦屋市印鑑条例（昭和50年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（登録資格）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15才未満の者</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>（登録の消除）</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を消除するものとする。この場合において、<u>第5号から第7号までに</u>該当するときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>（代理申請等）</p>	<p>（登録資格）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15才未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>（登録の消除）</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を消除するものとする。この場合において、<u>第6号及び第7号に</u>該当するときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>（代理申請等）</p>

改正後	改正前
<p>第19条 第3条, 第9条第1項, 第11条及び第14条第1項の申請, 第7条及び第9条第2項の交付並びに第10条の届出について, やむを得ない理由により, 自ら行うことができない場合は, <u>次条第1項に規定する手続を除き</u>, 代理人により行うことができる。この場合において, 第3条, <u>第9条第1項及び第11条の申請並びに第7条の交付については</u>, 委任の旨を証する書面を添えなければならない。</p> <p><u>(成年被後見人による申請等)</u></p> <p><u>第20条 成年被後見人による第3条, 第9条第1項及び第11条の申請並びに第7条及び第9条第2項の交付については, 法定代理人が同行のうえ, 成年被後見人自らが手続をしなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において, 法定代理人は, 当該成年被後見人の法定代理人であることを証するために, 後見登記の登記事項証明書又は裁判書の謄本及び確定証明書を提出しなければならない。</u></p> <p>(芦屋市行政手続条例の適用除外)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p>	<p>第19条 第3条, 第9条第1項, 第11条及び第14条第1項の申請, 第7条の交付並びに第10条の届出について, やむを得ない理由により, 自ら行うことができない場合は, 代理人により行うことができる。この場合において, 第3条及び第11条の申請並びに第7条の交付については, 委任の旨を証する書面を添えなければならない。</p> <p>(芦屋市行政手続条例の適用除外)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は, 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市印鑑条例第13条の規定は, この条例の施行の日以後に後見を開始した者について適用し, 同日前に後見を開始した者については, なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市印鑑条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人に係る印鑑登録の制限の規定を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

(1) 成年被後見人の印鑑登録の申請等について、次のとおり規定を改める。

	改正案	現 行
ア 印鑑登録の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思能力を有しない者からの申請は受けることができない。</li> <li>ただし、成年被後見人については、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人自らが申請したときは、意思能力を有するものとして申請を受けることができる。(第2条, 第20条関係)</li> </ul>	成年被後見人からの申請は受けることができない。
イ 印鑑登録証の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人自らが手続をしたときは、交付することができる。(第20条関係)</li> </ul>	—
ウ 登録証を損傷したときの引替交付の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人自らが申請したときは、申請を受けることができる。(第20条関係)</li> </ul>	—
エ ウによる登録証の引替交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人自らが手続をしたときは、交付することができる。(第20条関係)</li> </ul>	—
オ 登録の廃止の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人自らが申請したときは、申請を受けることができる。(第20条関係)</li> </ul>	—
カ 既に登録をしている者が成年被後見人になった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録を消除のうえ、登録者にその旨を通知する。(必要に応じ再度の登録を行うためのアの手続を案内する。)(第13条関係)</li> </ul>	登録は消除するが、通知はしない。

- (2) その他所要の規定の整備

### 3 施行期日等

- (1) 公布の日
- (2) 経過措置

2 (1)カによる改正後の規定は，この条例の施行日以後に後見を開始した者について適用し，同日前に後見を開始した者については，なお従前の例による。